

第4回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和3年8月23日(月)午前10時
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

出席者

公益代表

工藤委員、熊谷委員、桑原委員、内藤委員

労働者代表

阿部委員、釜石委員、佐野委員、照井委員、新関委員

使用者代表

阿部委員、稲妻委員、大内委員、佐藤委員、成田委員

補佐 ただ今から、第4回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。
事前に公益代表の柳井委員より欠席の旨、報告を受けております。
はじめに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員	<u>4</u> 名
労働者代表委員	<u>5</u> 名
使用者代表委員	<u>5</u> 名

以上14名出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

それでは、議事に入りますが、議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日の審議会は、公開といたします。

それでは、議題(1)「宮城地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について」ですが、答申から効力発効までの流れと今回の答申に対する異議の申出状況について、事務局から説明願います。

賃金室長 説明させていただきます。最低賃金法第11条第1項では、都道府県労働局長は最低賃金審議会からの答申について、その要旨を公示しなければならない旨規定されておりますので、8月5日に公示をしております。

また、同条第2項には、「最低賃金審議会の意見に係る関係労使は

公示があった日から 15 日以内に、都道府県労働局長に異議を申し出ることができる。」と規定されていますので、関係労使からの異議の申出の締切日を一昨日の 8 月 20 日（金）といたしました。

この期間中に異議があった場合、同条第 3 項では、「都道府県労働局長は、最低賃金審議会の意見を求めなければならない。」と規定されており、同 8 月 17 日付けで宮城全労協様から、また、8 月 18 日付けで宮城県労働組合総連合様から、また、8 月 19 日付けで一般社団法人宮城県タクシー協会様から宮城労働局長あてに異議申出書が提出されましたので、異議申出に対する意見をいただきたく本審を本日開催させていただいたところでございます。以上でございます。

会 長 それでは、（異議申出に対する意見について）諮問を受けることとします。

労働局長 では異議申出につきまして、諮問いたします。よろしくお願ひいたします。

（局長は、会長に諮問文を手交。）

事務局 （諮問文の写しを各委員・傍聴人に配付。）

会 長 ただ今、局長から諮問を受けました。事務局で諮問文を読み上げた後、異議申出内容について説明をお願いします。

指 導 官 読み上げます。宮労発基 0823 第 1 号、令和 3 年 8 月 23 日。宮城地方最低賃金審議会 会 長 工藤 農 殿。宮城労働局長 毛利 正。最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。標記について、宮城全労協から令和 3 年 8 月 17 日付けをもって、また、宮城県労働組合総連合から令和 3 年 8 月 18 日付けをもって、さらに、一般社団法人宮城県タクシー協会から令和 3 年 8 月 19 日付けをもって、最低賃金法第 12 条による異議の申出がそれぞれありましたので、貴審議会の意見を求めます。
以上です。

賃金室長 異議の申出の趣旨について、資料を基に説明させていただきます。資料番号の方ですけれども、資料番号 1 の方にそれぞれ異議が申し出られておりますので御覧いただきたいと思ひます。

それでは、改めて説明します。最低賃金法第 11 条第 2 項に、「最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又は使用者は、異議申出の公示があった日から 15 日以内に、都道府県労働局長に異議を申し出ることができる。」と規定されています。この異議申出制度の趣旨は、「関係者に対し、審議会の意見に対し反対意見を述べる機会を与えるものである。」としております。資料番号 1 が 8 月 20 日までに提出された異議申出書の写しになるわけですが、要点のみ説明させていただきます。

初めに、宮城全労協様の異議申出書から説明いたします。「1 千 5 百円」へのステップとして「1 千円」を！ 中小企業への最賃引き上げ支援は政府責任！ とのタイトルとなっており、私たちは、先に提出した宮城労働局長への要請文において「1 千円の実現、1 千 5 百円の早期達成」を求めました。答申額はこれに大きく及ばず、賛同することはできません。との主張でございます。

理由として、4 点あげてございます。1 点目は、目安の一律 1 時間 28 円の引き上げでは、最賃法がいう「健康で文化的な最低限度の生活」は不可能であること。2 点目は、「一律上げ」でも解消されない地域間格差。全国一律制度が必要。3 点目は、「中小企業への支援」は政府の責任。「中小企業淘汰」論は最賃引き上げの政治利用である。4 点目、エッセンシャルワーカー、フリーランス、ギグワーカーなどを例として、広がる不安定・低賃金の働き方。最賃適用対象を広げることが必要である。以上 4 点としております。

次に宮城県労働組合総連合様の異議申出書を説明させていただきます。中央最低賃金審議会が示した目安「28 円」どおり決定したことに異議を申し述べるとの内容でございます。

理由として、こちらは 3 点あります。1 点目、地域間格差が解消されていない。全国平均は 930 円となったものの、宮城県の最低賃金は全国平均を大幅に下回っており、その差は、77 円で格差は正にはつながっていない。2 点目、コロナ禍で大幅な非正規労働者、エッセンシャルワーカーの待遇につながっていない。特に、非正規労働者・フリーランス・女性・若者に大打撃を与えている。政府による、中小企業への支援も行いながら、非正規労働者、エッセンシャルワーカーの働き方、暮らしを改善に資する最低賃金額を設定しなければならない。3 点目、生計費を確保し、安心してらせる最低賃金の水準が必要。全労連東北地方協議会が行った最低生計費試算調査では、25 歳の単身者で 1 か月あたり 22 万円～24 万円の収入が必要。853 円に改正された場合でも、月額 15 万 128 円に

しかならず、生活費を満たすには程遠い額。28 円の引き上げでは不十分であり、再考を求めるとのことです。

次に、一般社団法人宮城県タクシー協会様からの異議申出書を説明させていただきます。今回の答申は、宮城県の最低賃金を現行の時間額 825 円から 28 円引き上げて「時間額 853 円」とするものですが、本意見はタクシー事業者における賃金支払能力を全く無視したものであり、到底受け入れ難く、誠に遺憾と言わざるを得ない。今回の引上げは、過去最大の引上げとなっており、タクシー業界に与える影響は計り知れないものであることから、引上げを行わないよう強く求める、との内容となっております。

理由として、2 点挙げてございます。1 点目は、事業の継続が難しい経営下にあつては、最低賃金の引き上げを機に事業を廃止するタクシー事業者の増加が懸念され、廃業と同時に運転者を解雇せざるを得ないため、運転者の雇用を守るためにも最低賃金を引き上げる時期ではない。2 点目、最低賃金法第 9 条に規定する地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払い能力」を超えていることは明らかである。としています。

以上でございます。

会 長 それでは、令和 3 年 8 月 5 日付け宮城地方最低賃金審議会公示「宮城労働局一般公示第 5 号」に基づき、宮城県最低賃金の改正決定に係る異議申出について、審議したいと思っております。

事務局から説明がありました異議の理由等を踏まえ、異議申出に対し、御意見をいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。それでは、始めに労働者側委員からお願いします。

阿部委員 今ほど、異議申出書の方を御説明いただきました。令和 3 年度の宮城県最低賃金につきましては、計 4 回、専門部会を開催し、十分審議を行った上で、賛成多数という結果で 28 円の引き上げとなりました。これまでの本審並びに専門部会の審議経過を尊重し、本日いただいた 3 つの異議申出書については棄却すべきというふうに考えます。労働側としては以上でございます。

会 長 次に、使用者側委員からお願いいたします。

成田委員 使用者側の方から述べさせていただきます。ただいまの、宮城全労協様ほかから異議申し出されています件につきましては、いずれ

も審議会で議論されている点でございます。先ほど阿部委員の方からもお話しがありましたけれども、本審及び4回に渡る専門部会が開かれまして、その審議過程において十分に労働側の意見も伺い、使用者側も様々な主張をしまいいりました。結論については、使用者側として満足のいくところとは言えないものの、公労使で議論を重ねた上での結論でありまして、審議会の決定は尊重すべきです。このため答申どおりとするのが適当であると考えます。

以上です。

会 長 　ただ今、労使双方の委員から御意見がありました。次に公益側委員から意見をお願いいたします。

内藤委員 　本年8月5日に出された答申は、専門部会において4回にわたって審議が行われて、出されたものです。

　専門部会では、公益委員として全会一致を目指し、全体審議や労・使双方との個別協議を繰り返し、結果、賛成多数で28円の引き上げ、時間額853円として答申が行われたところです。

　申出の趣旨は承知いたしました。こうした慎重かつ適正な審議経過からしまして、この答申を変更する必要はないものと考えます。

会 長 　それぞれから御意見がありましたが、そのほか御意見のある方はございませんか。

（特になし）

会 長 　皆様の御意見を取りまとめますと、先の答申は慎重に審議を重ねた上での結論であり、「本審議会の答申どおり」とすべきとの御意見と思われ。つきましては、本件3件の異議申し出は「棄却」としてよろしいでしょうか。

委 員 　（異議なし）

会 長 　それでは、全会一致ですべて棄却されました。従いまして、8月5日付け答申を尊重した改正が行われることとなります。「令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」旨の答申を行うこととしたいと思います。

　答申文については、私に御一任いただくこととして、事務局に作

業をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 ここで、答申文(案)の準備のため、5分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

(休会)

事務局 (答申文(案)を各委員・傍聴人に配付。)

会長 それでは再開します。事務局で、答申文(案)を読み上げてください。

指導官 読み上げます。令和3年8月23日、宮城労働局長 毛利 正 殿。宮城地方最低賃金審議会 会長 工藤 農。当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)。令和3年8月23日付けで貴職から、令和3年8月5日付け宮城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する宮城全労協及び宮城県労働組合総連合並びに一般社団法人宮城県タクシー協会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記。令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。
以上です。

会長 答申文は、これでよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

会長 それでは、これにて局長に答申いたします。

会長 (局長に答申文を手交。)

局長 ただ今、答申をいただきました。御審議ありがとうございました。
本日の答申を基に、宮城県最低賃金の決定に向けて、所要の手続きを進めてまいりたいと考えております。

会 長 それでは、議題（２）「宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。

去る7月20日の第2回本審において、宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問を受け、その審議については、従来どおり本審において一括審議すると、決定していたところです。

始めに、事務局から資料等について説明をお願いします。

賃金室長 説明させていただきます。

資料番号3の方を開けていただきたいと思います。「宮城県特定最低賃金必要性審議」の資料でございます。この資料は、目次のとおり、ローマ数字の「最低賃金関係」、「賃金関係」、「賃金実態調査結果」、「事業の動向」、「労働関係」、「宮城県の経済情勢」と例年のスタイルのものを更新したものになってございます。初めにローマ数字の「最低賃金関係」の資料を説明させていただきます。

1ページを御覧いただきたいと思います。これは、宮城県の最低賃金決定状況について、平成22年から令和2年までの10年間分の経過をグラフで示したものでございます。宮城県最賃と宮城県の特定最低賃金が折れ線グラフで示されており、県最賃の引き上げにあって特定最賃も上昇していることが分かっていただけるものとなっております。

2ページの方を御覧いただきたいと思います。3つの特定最賃の引上額と宮城県最低賃金の引上額を比較になります。

次に3ページの方を御覧いただきたいと思います。これは、東北6県の中で、鉄鋼業最低賃金を設定している、青森県、岩手県、そして宮城県の3県の鉄鋼業最低賃金の決定状況について示したものととなっております。

4ページの方を御覧いただきたいと思います。こちらの方は同様に、引上額の推移の各県との比較できるものになってございます。

続きまして、5ページの方を御覧いただきたいと思います。こちらは、東北6県の電気等製造業、電気機械器具製造業、電子部品製造業の最低賃金の決定状況になります。宮城県は、黒い丸の折れ線でございます。東北で一番高い金額となっております。

6ページの方は、引上額の推移、各県が比較できるものとなっておりますので、参考としていただきたいと思います。

次に7ページの方を御覧いただきたいと思います。東北5県の自動車小売業最低賃金決定状況となります。宮城県は、黒い丸の折れ

線で、東北で一番高い金額となっております。

続いて 8 ページの方ですけども、引上額、各県との比較ができるものとなっております。宮城県は黒い棒グラフという形になってございます。

次に 9 ページから 11 ページですけども、3 つの特定最賃に係る業種毎の適用事業場数と労働者数の推移を示しものとなっております。前回の本審の時に特定最賃に係る業種の適用事業場数と労働者数の報告をしておりますが、それをグラフとしたものとなっております。

次にローマ数字の の「賃金関係」の方に移ります。

12 ページの方を御覧いただきたいと思います。鉄鋼業の「労働協約における賃金の最低額の推移」になっております。

13 ページから 18 ページは、鉄鋼業と電気の賃金構造基本統計調査に基づく特定最賃産業に係る所定内給与額の推移を載せております。賃金構造基本統計調査の最新版は令和 2 年となりますので、数字も令和 2 年までとなっております。なお、宮城の場合、電気は宮城県を集計したデータになりますが、鉄鋼業は宮城県を集計したデータがないため、全国を集計したデータとなっております。また、鉄鋼業は日本産業分類の E 2 2 の鉄鋼業となり、宮城の鉄鋼業最低賃金で除外されています「その他の鉄鋼業」も含んだものとなっております。

13 ページの方を御覧いただきたいと思います。鉄鋼業の所定内給与額の推移になります。過去 5 年分について、男子労働者と女子労働者に分けてグラフで示してございます。

次に 14 ページの方ですが、これは若年の 19 歳までを抜粋して、所定内給与額の推移を示したグラフになります。年齢別になるとサンプル数が少ないものとなりまして、さらに若年者については特にサンプルが少なくなるため調査結果にばらつきが出ているということをお知らせさせていただきます。

次に 15 ページから 18 ページ、これは宮城の電気のデータになります。宮城の電気の特定最賃の業種は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、そして、電気機械器具製造業、さらに、情報通信機械製造業の 3 つの業種で構成されておりまして、この表はそれらの業種の調査結果を加重平均したものとなっております。

15 ページでは規模別の全年齢のデータを示させていただいております。

16 ページは宮城の若年 20 歳から 24 歳のデータサンプルにな

ります。鉄鋼業の方でもお話しさせていただきましたが、年齢別になりますとサンプル数が少なくなります。さらに若年者については特にサンプルが少なくなるため調査結果にばらつきが出ているものとなります。

17ページ、18ページは、電気機械器具製造業の全国の状況になります。

19ページは、自動車小売業のデータとなります。自動車小売業は、当該業種の賃金構造基本統計調査のデータがございませんので、職種のデータである自動車外交販売員（男）のデータを載せさせていただいております。宮城、福島、山形、そして全国の自動車外交販売員（男）の所定内給与額の推移になります。調査サンプル数が少ないためか、年によってばらつきがあるものとなっております。御承知おきいただきたいと思います。

次に、ローマ数字の「賃金実態調査結果」の方に移ります。実はちょっと集計に誤りがありまして、調査結果を皆様のお手元に示させていただいております。現在精査中、ということでございます。具体的な調査結果の方は専門部会の方に提出させていただきたいと思っておりますので、こちらの方はそんなことで、今回は無し、ということでお願いいたします。

次にローマ数字の「事業の動向関係」に移ります。ページでいきますと、27ページの方になります。27ページ、宮城県の製造品出荷額と付加価値額等の推移です。最新データの方は令和元年までとなるので、去年のデータがない形になります。

27ページが鉄鋼業、28ページが電気等製造業を載せているという形になります。27ページの鉄鋼業ですが、グラフを見ていただきますと、従業員1人当たりの製造品出荷額、付加価値額ともに上昇傾向となっております。

28ページの電機等製造業ですが、グラフを見ていただきますと、従業員1人当たりの工場出荷額、従業員1人当たりの付加価値額とも、平成28年を底に、平成29年には戻りましたが、令和元年は減少していることがお分かりいただけるかと思っております。

次に29ページから31ページまでは、宮城県の自動車新規登録台数の推移になります。29ページは軽自動車を除いたもの、30ページは軽自動車のみのもので、31ページは軽自動車を含め合計したものとなっております。

29ページから御覧いただきたいと思います。軽自動車を除く自動車の新規登録台数は、去年は新車・中古車ともコロナの影響が減

少しでしたが、本年3月頃から前年同期比で増加に転じております。ただ6月は世界的な半導体不足の影響から前年同期比で減少となっております。

30 ページを御覧いただきたいと思います。軽自動車のみの新規登録台数の方でございます。こちら昨年同様は新車・中古車ともコロナの影響が減少しておりますが、本年1月頃から前年同期比で増加に転じており、増加の割合も大きくなっております。ただ軽自動車も6月は世界的な半導体不足の影響から前年同期比で減少となっているところでございます。

31 ページを御覧ください。軽自動車を含めた新規登録台数も、昨年は新車・中古車ともコロナの影響が減少いたしましたが、本年2月頃から前年同期比で増加に転じており、増加割合も大きくなってございます。ただ6月は世界的な半導体不足の影響から前年同期比で減少となっております。

続きましてローマ数字の の「労働関係」の方を説明させていただきます。

32 ページでございますが、宮城県の労働関係主要指標として、鉱工業生産指数の推移を載せております。平成27年を100とした場合の指数を示してございます。昨年は、コロナの影響で大きく減少したところですが、昨年の9月頃から持ち直している状況が見て取れるというものになってございます。下のグラフは、仙台市の消費者物価指数の推移でございます。28年までは、平成22年を100とした指数を示している数値、29年からは、平成27年を100として指数を示しております。

次に33ページは、求人倍率の推移になります。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。有効求人倍率は、昨年9月を底に上昇基調で推移しているところでございます。新規求人倍率も昨年の7月頃を底に上昇基調で推移しているところでございます。

34 ページは、宮城県内の有効求人倍率と新規求人倍率の対前年同期比のグラフとなります。昨年7月頃を底に上昇基調で推移しているのがお分かりいただけだと思います。

次、35 ページでございますが、こちらは宮城労働局がプレス発表してございます「一般職業紹介状況」の令和3年6月のもの、最新版ということでございますので、参考にしていただきたいと思っております。

続きまして、ローマ数字の 、宮城県の経済情勢の方の説明をさせていただきます。

のになります。昨年までは「みやぎ経済月報」を添付していたところでございますが、主要な基礎資料である毎勤統計において再計算が必要となりまして、今年の5月を最後に公表が見合わせとなっております。そんなことから、本年は東北財務局発行の宮城の経済情勢を添付させていただいております。審議の参考としていただければと思います。説明は以上となります。

会 長 　ただ今の説明に関しまして、質問等ございますか。

委 員 　（質疑なし。）

会 長 　それでは、それぞれの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議に入ります。労使からそれぞれ御意見をいただきたいと思っております。最初に労働者側から御意見を申し上げます。

阿部委員 　事務局の方から説明いただきありがとうございました。特定最賃につきましては、地域別最低賃金のように目安があるわけではございませんので、今ほど御説明いただいた資料、あるいは現在精査中ということでの資料を見まして、あと細かい部分は、業界の状況につきましては、使用者の方々、また労働者の方々が、いろんな専門的な知識を有しているかと思っておりますので、この審議会の場におきましては、是非特定最低賃金の審議をしていただくような形で、必要性ありという形でまとめていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。労働者側は以上でございます。

会 長 　次に、使用者側の御意見を申し上げます。

成田委員 　それでは、使用者側から発言させていただきます。今回、関係労働者から法に基づきまして、3業種の特定最低賃金についての改定申し入れがありました。今ほど説明があったとおり、情勢変化もあるわけですし、これまで労使がお互いに培ってきた歴史があることも踏まえれば、議論を拒むものではなく、使用者側といたしましても3つの業種の特定最低賃金について、改正決定の必要ありで同意いたします。

　　以上です。

会 長 　労使それぞれから、御意見を伺いました。

資料説明にもありましたとおり、昨年から現在に至るまで、特定最賃が適用される、それぞれの産業を取り巻く経済情勢、雇用情勢、賃金動向等が変化しています。

また、本年度も地域別最低賃金を改正していますので、「それぞれの特定最低賃金について改正決定することを必要と認める」との答申を、まとめてよろしいでしょうか。

委 員 （異議なし。）

会 長 それでは、「鉄鋼業最低賃金」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、それから「自動車小売業最低賃金」の改正の必要性について、全会一致で「改正決定することを必要と認める」旨の答申を行うこととしたいと思いません。

答申文については、私に御一任いただくこととして、事務局に作業をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

委 員 （異議なし）

会 長 ここで、答申文（案）の準備のため、5分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

(休会 5分)

事 務 局 （答申文（案）を各委員・傍聴人に配付。）

会 長 それでは再開します。

事務局で、宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての答申文（案）を読み上げてください。

指 導 官 読み上げます。

（案）。令和3年8月23日、宮城労働局長 毛利 正 殿。宮城地方最低賃金審議会 会長 工藤 農。宮城県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和3年7月20日付け宮労発基0720第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県鉄

鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(案)。令和3年8月23日、宮城労働局長 毛利 正 殿。宮城地方最低賃金審議会 会長 工藤 農。宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。当審議会は、令和3年7月20日付け宮労発基0720第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

(案)。令和3年8月23日、宮城労働局長 毛利 正 殿。宮城地方最低賃金審議会 会長 工藤 農。宮城県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。当審議会は、令和3年7月20日付け宮労発基0720第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県自動車小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県自動車小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

会 長 　ただ今の内容でよろしいでしょうか。

委 員 　(異議なし)

会 長 　それでは、局長に答申いたします。

会 長 　(会長は、局長に答申文を手交。)

会 長 　「必要性あり」の答申でしたので、次は、特定最低賃金改正の諮問をお受けすることとします。

労働局長 　それでは、諮問をいたします。

(局長は、会長に諮問文を手交。)

事務局（諮問文（写）を各委員・傍聴人に配付する。）

会長 事務局で、諮問文（写）を読み上げてください。

指導官 読み上げます。

宮労発基 0823 第 3 号、令和 3 年 8 月 23 日。宮城地方最低賃金審議会 会長 工藤 農 殿。宮城労働局長 毛利 正。最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。記。宮城県鉄鋼業最低賃金(平成 20 年宮城労働基準局最低賃金公示第 4 号)。宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 20 年宮城労働局最低賃金公示第 2 号)。宮城県自動車小売業最低賃金(平成 20 年宮城労働基準局最低賃金公示第 3 号)。

以上です。

会長 ただ今の諮問について、事務局から説明をお願いします。

基準部長 事務局から説明します。「三つの業種の特定最低賃金につきまして、いずれも改正の必要性ありとの御答申をいただきまして、ただ今、改正の諮問をさせていただきました。

今後は、既に配付しております資料や今後配付予定の最低賃金実態調査結果等を参考にいただき、各産業の経営環境の変化、雇用情勢や賃金水準等の動向を踏まえまして、調査審議をお願いすることとなります。

なお、具体的な調査審議につきましては、それぞれ専門部会を設置して御審議いただくこととなります。

事務局といたしましても、審議が円滑に進みますよう鋭意努力をしてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

会長 ただ今、三つの特定最低賃金の改正について、諮問を受けました。

調査審議は、これから設置されます各専門部会において行われることとなりますが、ここで、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用等について、お諮りしたいと思います。

事務局から、説明をお願いします。

賃金室長 説明させていただきます。最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されております。宮城県最低賃金の改正審議においても、この規定の適用について、御承認をいただいたところです。

公労使全会一致で決議された場合に限ることになりますが、これから始まる、三つの特定最低賃金専門部会の改正審議につきましても、それぞれの専門部会において全会一致で決議された場合、この条文を適用させていただきたいと考えております。御審議を、よろしく願います。

また、設置されました専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項により、専門部会の設置を決議する審議会において、あらかじめ、専門部会がその任務を終了したとき、具体的には、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が終了したときには、当該専門部会を廃止する旨の決議を行うことができるとされておりますので、本日の審議会において、その旨の決議をお願いしたいと考えております。

会 長 　ただ今の説明のとおり、これから審議されます三つの特定最低賃金について、各専門部会で全会一致の議決がされた場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するという取扱いでよろしいでしょうか。

委 員 　（異議なし）

会 長 　次に、専門部会については、最低賃金審議会令第6条第7項を適用し、あらかじめその任務が終了した際には廃止するということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 　（異議なし）

会 長 　それでは、三つの特定最低賃金について、本年度も専門部会において全会一致で決議された場合には、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることにします。

また、専門部会は、その任務が終了した際には、廃止するということにさせていただきたいと思います。

次に、議題（3）「その他」ですが、事務局からお願いします。

賃金室長 二点ございます。一点目ですが、8月5日に宮城県最低賃金の答申を受け、本日、答申に係る異議申出について御審議をいただき、申出のあった異議は棄却するとの答申を賜りました。事務局としましては、今後、10月1日の発効に向け官報公示の手続きを行います。

二点目でございます。特定最賃の専門部会につきましては、本日、各専門部会委員の推薦公示を行い、9月6日(月)までを推薦期限にさせていただきたいと思っております。約2週間という短期間ですが、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者の意見聴取についてですが、これにつきましても本日公示を行うこととし、意見提出の締切りは、9月6日(月)とさせていただきたいと思っております。

特定最低賃金の発効日につきましては、例年12月15日の統一発効を目標に審議を進めているところでございます。本年度につきましても、12月15日の発効を目標に審議を進めたいと存じます。12月15日に発効するためには、10月18日(月)までに答申をいただく必要がございます。委員の皆様から特段の御意見がなければ、三つの特定最賃とも9月半ばから10月18日(月)までの期間で審議日程を確保したいと考えています。審議状況によりましては、18日以降についても対応できるようにしてまいります。

このため、審議日程は専門部会の委員の任命が終了次第、日程調整をさせていただきます。なお、例年は、各部会2、3回の審議で終了しているところでございます。

本日の資料ですが、参考に、8月5日に当局が発表した最低賃金の答申に係るプレス発表文、そして厚生労働省が発表した全国の答申に係るプレス発表文を配布しておりますので御覧いただければと思います。以上でございます。

会 長 ただ今、事務局から二点の提案がございました。

一点目は、宮城県最低賃金に係る官報の公示文については、10月1日発効の手続きをとること。二点目は、各特定最賃専門部会委員の推薦期限及び関係労働者及び関係使用者の意見提出の締め切りをいずれも9月6日(月)までとすること、の提案がありました。これでよろしいでしょうか。

委 員 (了承)

会 長 それでは、宮城県最低賃金に係る官報の公示文については、10月1日の発効とすることにいたします。また、各特定最賃専門部会委員の推薦期限及び意見提出締切日は、いずれも9月6日(月)といたします。

事務局から提案のありました12月15日(水)の統一発効に向け、10月18日(月)までに取り纏めることを前提にして審議を進めるということによろしいでしょうか。

委 員 (了承)

会 長 よろしいということですので、12月15日(水)の発効を前提に10月18日(月)までに取り纏めの審議をお願いいたします。

特定最賃の委員任命手続きはこれから始まり、審議日程は確定していませんが、特定最賃専門部会の委員予定者の日程をそれぞれの部会ごとに開催時間を調整して審議を実施することといたします。委員に推薦される予定者の方は今後の日程調整に御協力をお願いします。そのほか委員の皆様方から、何かございますか。

委 員 (意見・質疑なし)

会 長 それでは、本日の審議会はこれで終了します。
お疲れ様でした。

(閉 会)

補 佐 以上を持ちまして、第4回宮城地方最低賃金審議会の一切を終了いたしました。傍聴者の皆様は、御退席願います。